

中小企業の皆さまへ



石川労働局

令和4年4月から
中小企業も義務
されます。

職場のハラスメント対策 基本セミナー

Zoomを使用した
オンライン開催!

現在、中小企業は労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防止措置を講じる義務は努力義務となっています。

令和4年4月1日から中小企業も義務化されることから、本セミナーでは、パワーハラスメントを含めた「職場のハラスメント」の基本について学んで頂きます。

セミナーの内容

- ・「職場のハラスメント」とは
- ・事業主が講じなければならない防止措置とは

開催日時

令和3年12月23日（木） 13時30分～14時30分

申込み方法

石川労働局ホームページ（右のQRコード）の
申込みフォームよりお申し込みください。



12月17日（金）締切

石川労働局 イベント情報



※申込み完了後、フォームに記載いただいたメールアドレスに開催URL等をお送りいたします。

※Zoomを視聴できる環境は各自でご準備願います。

※記載いただいた個人情報は本事業以外で使用いたしません。

★お問合せ：



石川労働局 雇用環境・均等室

〒920-0024 金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6F

電話（076）265-4429